

第3節 快適環境

古都としての風格と伝統が感じられるまちを目指し、無秩序な開発を防ぐなど、美しい田園風景や山並み、都市景観と歴史的な景観が調和した良好な景観の保全と形成を図る施策を基本とします。また、ごみの落ちていない清潔なまちづくりなど、環境美化に配慮した施策を推進しています。

1 風致地区

風致地区内での建築物の新築、土地の形質の変更、木材の伐採等の行為を行うに際し、良好な自然環境を保持しつつ、合理的な土地利用を図り、住民の生活環境保全、都市周辺の風致景観の維持及び調和のとれた風致地区づくりの実現を図ります。

(表－2， 1 1) 風致地区の指定面積

単位：ha

地区名	昭和 12. 5. 5 指定	昭和 40. 12. 21 変更	昭和 45. 6. 14 種別変更	昭和 57. 12. 24 種別変更	平成 13. 4. 1 種別変更
春日山	若草山 1, 550	2, 801. 8	2, 801. 8	2, 801. 8	2, 801. 8
佐保山	450	488. 8	488. 8	488. 8	488. 8
平城山	山陵 (100) 都跡 (175)	573. 5	573. 5	576. 0	576. 0
西ノ京	80	200. 5	200. 5	200. 5	200. 5
あやめ池	535	413. 2	413. 2	413. 2	413. 2
富雄	—	247. 6	247. 6	247. 6	247. 6
合計	2, 890	4, 725. 4	4, 725. 4	4, 727. 9	4, 727. 9

(表－2， 1 2) 風致地区の種別面積と地区別の指定趣旨

単位：ha

種別 地区	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	計	指定の趣旨
春日山	1, 329. 0	1, 056. 9	368. 4	23. 3	24. 2	2, 801. 8	奈良公園及び周辺の風致景観保全のため
佐保山	138. 4	71. 7	264. 6	0. 4	13. 7	488. 8	御陵風致保存のため
平城山	302. 6	62. 2	195. 8	—	15. 4	576. 0	史跡及び御陵風致保存のため
西ノ京	39. 0	35. 1	125. 6	0. 8	—	200. 5	社寺風致保存のため
あやめ池	—	13. 8	324. 9	—	74. 5	413. 2	良好な住宅地等の風致保存のため
富雄	—	215. 7	31. 9	—	—	247. 6	自然景観保存のため
合計	1, 809. 0	1, 455. 4	1, 311. 2	24. 5	127. 8	4, 727. 9	

平成 19 年 12 月 21 日種別変更

(表－２，１３) 風致地区における建物等に対する制限

種 別	高 さ	建ぺい率	道路からの距離	隣接地からの距離	緑地率	森林区域の緑地率※	切土又は盛土の高さ
第一種	8m 以下	20%以下	3m 以上	1.5m 以上	40%以上	60%以上	2m
第二種	10m 以下	30%以下	2m 以上	1.0m 以上	30%以上	50%以上	3m
第三種	10m 以下	40%以下	2m 以上	1.0m 以上	20%以上	40%以上	4m
第四種	12m 以下	40%以下	2m 以上	1.0m 以上	20%以上	40%以上	4m
第五種	15m 以下	40%以下	2m 以上	1.0m 以上	20%以上	40%以上	4m

※ 森林法第５条森林（地域森林計画対象民有林）の区域における造成行為に適用します。

ただし、宅地の造成（主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成）、市街化区域における造成については、通常の緑地率が適用されます。

２ 屋外広告物条例の規制

屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、広告物の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する物件の設置及び維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害防止を目的としています。

(表－２，１４) 屋外広告物条例の規制概要

	規制地域、場所及び物件	規制概要
禁 止 地 域 又 は 場 所	１．文化財保護法により指定された建造物及び仮指定された地域又はその周囲の指定地域（商業地域・近隣商業地域を除く） ２．奈良県文化財保護条例による指定建造物・奈良県指定史跡名勝天然記念物指定地域 ３．奈良市文化財保護条例による奈良市指定文化財指定建造物・史跡名勝天然記念物の地域 ４．歴史的風土保存区域（一部指定区域を除く） ５．都市計画法による第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・風致地区（一部指定区域を除く） ６．なら・まほろば景観まちづくり条例による都市景観形成地区（商業地域を除く） ７．なら・まほろば景観まちづくり条例による景観形成重点地区のうち、市長が指定する区域及び場所 ８．歴史的環境調整地域 ９．都市公園法による都市公園、奈良県公園条例による県立公園の区域 １０．陵・墓地・火葬場 １１．官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館・公衆便所の建物及び敷地 １２．その他、美観風致を維持するために市長が指定する地域又は場所	左記の場所には、広告物の表示及び掲出する物件を設置してはいけません。ただし、自己用広告物で一定の面積以下であり、かつ、許可申請の手続きを行えば、表示及び掲出することができます。

禁 止 物 件	1. 橋りょう・トンネル・高架構造物・分離帯・街路樹・路傍樹・信号機・道路標識・道路反射鏡・パーキングメーター・パーキングチケット発給装置・歩道さく・駒止め・里程標・郵便ポスト・公衆電話ボックス・路上変電塔・銅像・神仏像・記念碑・石垣・よう壁・火災報知機・消火栓・火の見やぐら・送電塔・送受信塔・照明塔等、景観法により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木	左記の物件には、広告物の表示及び掲出する物件を設置してはいけません。
	2. その他、美観風致を維持するために市長が指定する物件	
	3. 電柱・電話柱・街路灯・アーケード柱	左記の物件には、はり紙・はり札等・広告旗又は立看板等を表示してはいけません。

3 放置自動車対策

市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、国際文化観光都市としての美観の維持増進を目的に「奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定（平成8年7月1日施行）し、放置されている自動車の適正な処理を行っています。

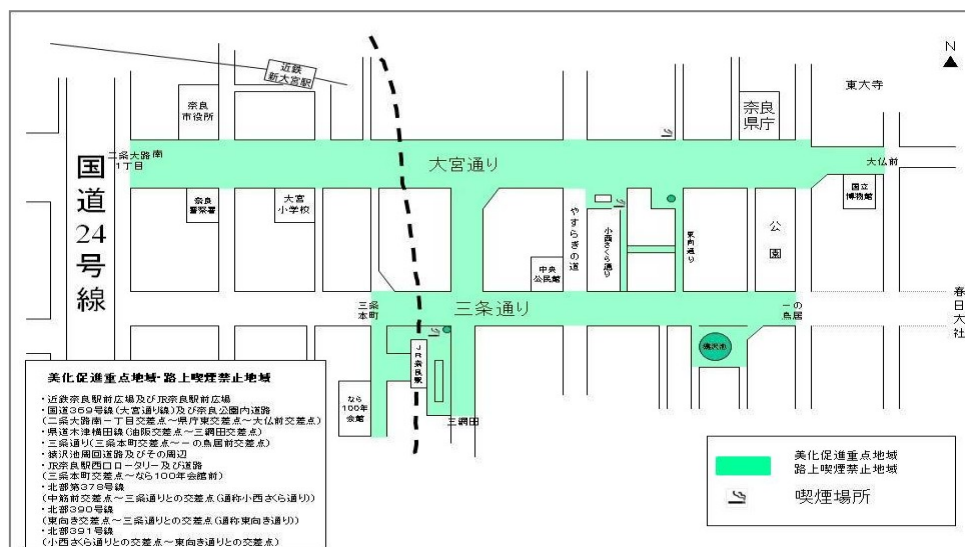
4 放置自転車等対策

「奈良市自転車等の安全利用に関する条例」を制定（昭和59年7月1日施行）し、歩行者等に対する迷惑防止と景観保全を図り、国際文化観光都市としての環境整備に努めています。そして、平成2年3月に同条例及び同条例施行規則を一部改正、同年10月1日より施行し、即時移動・保管を可能としました。市内主要駅周辺には、自転車等が放置されている状況にありますので、引き続き継続的に移動・保管作業を実施するとともに、地元住民、警察及び関係機関等の協力を得て、街頭指導・市民啓発活動を行っています。

5 ポイ捨て防止対策

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てを防止するために、平成7年1月1日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行しています。これは、国際文化観光都市としてふさわしい、きれいな町をつくるため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発を行う等、まちの美観の維持増進に努めています。

美化促進重点地域・路上喫煙禁止地域



6 路上喫煙防止対策

平成 21 年 3 月 1 日から、国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的とした「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行しています。条例では、市民や観光客等の方々に対し、市内全域において路上喫煙をしないよう努めていただくことを定めています。平成 21 年 5 月 18 日より、前述の美化促進重点地域を路上喫煙禁止地域として指定し、指定職員による巡回指導を行っています。また、平成 21 年 11 月 1 日より、路上喫煙禁止地域内で指定職員の指導に従わない条例違反者に対し、過料 1,000 円の適用を開始しています。

平成 22 年度指導実績 1,325 件

7 町内清掃の励行

地域住民が各自治会等を単位に自主的に道路溝、あき地、広場等の清掃、草刈り等を行い清潔で住みよいまちづくりを奨励しています。

平成 22 年度実績 2,213 件

8 不法投棄防止対策

ごみの不法投棄は都市美観を損ない、付近の生活環境を著しく低下させることとなります。これに対応するためにパトロールや市民の通報による不法投棄ごみの処理、及び指導等を行っています。不法投棄されやすい箇所につきましては、要望者に不法投棄警告の立て看板を交付するとともに、平成 10 年度から不法投棄警告センサー（17 か所）等を設置しています。

また、産業廃棄物の不法投棄に対する監視パトロール等を実施し、指導を行っています。

9 あき地の管理指導

「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において、あき地の所有者又は管理者に都市美観を保持し、近隣住民の生活環境を損なわないように適正に管理するよう義務付けています。このため、雑草が繁茂しているとの通報にもとづき実態調査を行い、その土地の所有（管理）者に刈り取り、除去をするよう指導を行っています。

平成 22 年度調査件数は、196 件、指導件数 190 件でした。

10 公園および児童遊園

（表－2、15）公園および児童遊園

単位：a

年度	総 数		都市公園		県立自然公園		国定公園		児童遊園	
	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
18	514	395,621	494	72,678	2	39,800	2	283,064	16	79
19	529	395,759	509	72,816	2	39,800	2	283,064	16	79
20	535	395,872	515	72,929	2	39,800	2	283,064	16	79
21	545	395,908	525	72,965	2	39,800	2	283,064	16	79
22	547	395,976	527	73,033	2	39,800	2	283,064	16	79

11 環境影響評価制度

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らがその事業に係る環境への影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を講じるなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

「環境影響評価法」は、このうち、規模が大きく、かつ、国が一定の関与を行っている事業についての環境影響評価の手続き等を定めたものであり平成9年6月制定され、平成11年6月全面施行されました。

また、奈良県においても、一定規模以上の道路の新設、ダムの新築、工場の設置等環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業（環境影響評価法の対象事業は除く）について環境影響評価が適切に行われるための手続きを定めた「奈良県環境影響評価条例」が、平成10年12月公布、平成11年12月施行されました。

（表－2， 16） 環境影響評価の実施状況

	事業名	種類	規模	摘要
平成16年度	京奈和自動車道（大和北道路）	一般国道	約12km	環境影響評価方法書（法）
平成18年度	京奈和自動車道（大和北道路）	一般国道	約12km	環境影響評価準備書（法）
平成19年度	京奈和自動車道（大和北道路）	一般国道	約12km	環境影響評価書（法）